

奈良時代前後の行旅者について

松尾 光

奈良時代前後の人々は、村々をどのように往来していたのか。またはるか離れた地に旅するときには、どのような見通しを立てていたか。奈良県万葉文化振興財団万葉古代学研究所の第三回主宰共同研究「旅と万葉集」の討議にさいしては、古代史の立場からこうした設問に答えることを課題とされた。ただし、『古事記』『日本書紀』については別の担当者が立てられたので、ここでは検討の主対象から外し、必要最低限の参考のみに留めた。

一、公民の行旅

古代の公民は基本的に本貫地に居住し、婚姻などで居を移すほかはおおよそ古里とその近辺を離れない。それが大方のイメージであろう。いわゆる社寺参詣や都鄙観光という感覚も生じていないし、行旅とは無縁の存在だったように思われる。

そのなかで、あえて行旅の理由となる事象を史料等に探ってみよう。^①

『令義解』（新訂増補国史大系本）田令狭郷田条には、

凡そ狭郷の田の足らざるをば、寛き郷に於て遙かに受くるを聽せ。

とある。口分田を受けようにも、居住する郷の田積が不足していて、一定数を班給できない場合がある。そのさいは居住していない郷の土地を班給される。ということは自分の郷を離れ、他の郷の田地を耕す。ただし、あまり遠隔地は想定されていなかった。

『令義解』田令従便近条には、

凡そ口分田を給はむことは、務めて便近に從れ。隔越することを得ざれ。若し国郡改隸に因りて、地、他境に入れらむ、及び犬牙相ひ接らば、旧に依りて受くることを聽せ。本郡に田無くば、隔郡に受くることを聽せ。

とあり、原則として受給者の近くに班給する。条文の下段は、新訂増補国史大系本では「犬牙相ひ接らば、旧に依りて本郡に受くることを聽せ」と読むが、日本思想大系本『律令』では上掲のように読んでいる。新訂増補国史大系本の読みでは文意が通じないので、ここでは日本思想大系本に従う。これでは、国郡の区画変更などで田の所属が変わった場合や本郡に田がない場合には、他郡に口分田を班給された。郡境を跨いで、日常的な耕作作業のために通行することもたしかにありえた。

また岸俊男氏が明らかにされたように^②、じっさい直線距離で十キロメートルも離れた場所に口分田が班給されることもあった。死亡した人から収公された口分田の田積とあらたな受給者の人数や男女比率によっては、口分田をうまく当てはめられず、数ヶ所の切れ端を寄せ集めて数合わせされることもありうる。あえて一円化した土地を班給しようしたり、または本人の便近の地ではとても班給額に満たない場合、かなり離れた地に班給する事態も生じた。こうした場合には、賃租すなわち小作に出すことなどで解決したかと思われるが、受給者本人が耕作するとなれば遠距離の移動を余儀なくされる。

力役では雑徭があり、必要があれば、郡境にこだわることなく、国内のどこにでも動員される。

さらに国境を越して出る場合も少なからずある。

まずは仕丁で、『令義解』賦役令仕丁条には、

凡そ仕丁は、五十戸毎に二人（一人を以て廐丁に宛てよ）。三年に一たび替へよ。若し本司其の

才用に籍りて、仍ち自ら替へることを願はざれば、聽せ。其れ女丁は、大国に四人、上国に三人、中国に二人、下国に一人。

とあり、中央官司の下働きとして五十戸（里）ごとに二名が、女子は国単位で一～四名が都に赴いた。^③令文にはどのようにして京に上るか記されないが、配当される所属官司が不明なまま、ただ送り出されるとは考えがたい。かりに『和名類聚抄』（廿巻本・那波道圓校訂本）での相模国を例にとると、八郡・六十七郷なので、一三四人が点定される。この仕丁集団は国司か国庁職員のだれかが率いて上京させる。女丁の所属先はおおむね決まっているが、行路の安全に配慮すれば、平城宮の後宮までの警固を兼ねた引率は要る。

兵士役はどうか。

『令義解』軍防令兵士簡點条では、

凡そ兵士簡點之次は、皆比近にて団割せしめよ。隔越することを得ざれ。其れ応に點して軍に入るべきは、同戸之内に三丁毎に一丁取れ。

とある。同戸内でとはあるが、じっさいは全戸を通じて三丁ごとに一丁を差点する。差点された者は軍団に入る。ただし軍団は郡ごとに置かれていません。名称が判明するのは二十七軍団にすぎないが、三郡前後に一軍団が設置されたと見られる。^④令文には「比近にて団割」とあるから、遠隔ではなかろうが、ともあれ過半の兵士は郡堺を越えて入営する。

さらに『令義解』軍防令兵士上番条には、

凡そ兵士上番せむは、京に向かはむは一年、防に向かはむは三年。行程を計へざれ。

とあり、兵士のなかから、京に衛士として、北九州に防人として勤務する者が選ばれた。彼らはとうぜん国境をいくつも越えて、遠路を任地に赴く。

賦役でなくとも、近隣の諸国を巡るべき場面はある。

『令義解』戸令戸逃走条には、

凡そ戸逃走せらば、五保をして追ひ訪はしめよ。三周までに獲ざれば帳を除き、其の地は公に還せ。未還之間、五保及び三等以上の親、均分して佃食し、租調は代りて輸せ（三等以上の親とは、同里に居住する者を謂ふ）、戸内の口逃げたらば、同戸、代りて輸せ。六年までに獲ざれば、亦帳を除け。地は上の法に准ぜよ。

とあり、五保の人たちは保を構成する一戸の全員が逃亡した場合、彼らを探し出して連れ戻す義務があった。また下文には戸内の戸口の逃亡が書かれており、これも探すのは同戸の人たちの任務だったろう。とくに一戸の全員が逃亡した場合の探索はまさにあてどない仕事で、郡堺も国境も越えてさらうことになる。

天平五年（733）の『山背國愛宕郡計帳』（『大日本古文書』第一巻所収）では、和銅二年（709）・三年・五年と連続して越前に逃亡した例が見られる。計画的な移住を法制上はこのように記したのかとも思われるが、何にせよ山背から近江をへたか、また丹波・若狭をへてか、ともあれ越前に入っている。もしも逃亡先の情報を得ていて、五保の人たちが一直線で彼らのもとに辿り着こうとしても、国境を二度も越える必要がある。これだけ広範囲な探索が彼らに自力でできるかはなはだ疑問で、じっさいには租調代輸とされるだけかもしれない。しかし規定では、探索することとなっていた。

上記は法制上の規定からみてきたが、人々は個別の事情でも動く。歌垣などの年中行事にかかるわる行旅である。

『常陸國風土記』（日本古典文学大系本。以下の各風土記も同じ）茨城郡信筑川条には、

郡より西南のかた、近く河間あり。信筑の川と謂ふ。源は筑波の山より出で、西より東に流れ、

郡の中を経りて、高浜の海に入る。(以下は略く)

それ此の地は、芳菲の嘉辰、搖落の涼候、駕を命せて向ひ、舟に乗りて游ぶ。春は則ち浦の花千に彩り、秋は是岸の葉百に色づく。歌へる鳶を野の頭に聞き、儻へる鶴を渚の干に観る。社郎と漁娘とは浜洲を逐せて輻湊まり、商堅と農夫とは舳艤に棹さして往来す。

とみえ、社郎・漁娘・農夫とともに、商堅（商人）が舟に乗ってやってくると記されている。文中には「芳菲の嘉辰、搖落の涼候、駕を命せて向ひ、舟に乗りて游ぶ。春は則ち浦の花千に彩り、秋は是岸の葉百に色づく。歌へる鳶を野の頭に聞き、儻へる鶴を渚の干に観る」とあって、行楽的な色彩が窺えるが、これは『常陸國風土記』の編纂者・記載者の感覚による文飾であって、集うている本人たちにとっては年中行事への参加か、立つという市を見に来ただけであろう。

たとえば年中行事の一つ・歌垣では、『常陸國風土記』香島郡童子女の松原段に、

その南に童子女の松原あり。古、年少き僮子ありき（俗、加味乃乎止古・加味乃乎止壳といふ）。男を那賀の寒田の郎子と称ひ、女を海上の安是の娘子と号く。並に形容端正しく、郷里に光華けり。名声を相聞きて、望念を同存くし、自愛む心滅ぬ。月を経、日を累ねて、唄歌の会（俗、宇太我岐といひ、又、加我毘といふ）に、邂逅に相遇へり。時に、郎子歌ひけらく、

いやぜるの 阿是の小松に

木綿垂でて 吾を振り見ゆも

安是小島はも。

娘子、報へ歌ひけらく、

潮には 立たむと言へど

汝夫の子が 八十島隠り

吾を見ざ走り。

便ち、相語らまく欲ひ、人の知らむことを恐りて、遊の場より避け、松の下に蔭りて、手携はり、膝を役ね、懷を陳べ、憤を吐く。既に故き恋の積れる疹を釀す、還、新しき歓びの頻なる咲を起こす。時に、玉の露杪にやどる候、金の風丁す節なり。皎々けき桂月の照らす処は、唳く鶴が西洲なり。……茲宵茲に、楽しみこれより樂しきはなし。偏へに語らひの甘き味に沈れ、頓に夜の開けむことを忘る。俄かにして、鶏鳴き、狗吠えて、天曉け日明かなり。爰に、僮子等、為むすべを知らず、遂に人の見むことを愧ぢて、松の樹と化成れり。郎子を奈美松と謂ひ、娘子を古津松と称ふ。古より名を着けて、今に至るまで改めず。

とある。童子女の松原の場所は確定していないが、いずれにせよ名から推測して海岸線沿いである。日本古典文学大系本の付図では、香島郡の南を推定地としている。かりにことすれば、海上郡在住の安是の娘子は越境といつてもほど近いが、那賀郡在住の寒田郎子は郡堺から直線で四十八・六キロメートルも南下しなければならない。

これは『万葉集』卷九に見られる菟原処女の話でも、同様である^⑥。

摂津国芦屋にいる彼女を得ようと争ったのは菟原壯士と千沼壯士だが、千沼壯士は国境を隔てた和泉国和泉郡の千沼（珍努・茅渟）あたりの居住者で、茅渟海（大阪湾）をはるばる渡って来た者である。遠隔地でもいとわないという気持ちはともあれ、目的のいかんにかかわらず、これだけの距離をとくに誰何されまた阻まれることもなく、ごく自然に自由に移動している。それを格別に超人的とも不法とも、また不思議とも思われている様子はない。

二、官人・准官人の行旅

官人の行旅では、中央政府の命じる行政的な観点からの往還がある。ただし天皇・皇后の行幸・行啓については、別に報告がなされたので、ここでは述べない。

中央・地方の往還となれば、もっとも定期性の高いのは、大宰府官および国司など地方官の赴任・帰任であろう。

たとえば天平四年以前の『播磨国郡稻帳』（林陸朗氏・鈴木靖民氏編『復元天平諸国正税帳』本、以下の諸国正税帳も同じ）の郡稻受給者の見出し項目だけを掲げると、

下任大宰府少監正六位上田中朝臣三上
依病向京鑄銭司史生无位八戸史廣足
中宮職美作国主稻无位錦部主村石勝
上長門国鑄銭司主典從七位下大宅首佐波
又鑄銭司民領少初位上贊土師連忍勝
鑄銭司民領少初位下高安主村三事
鑄銭司判官從七位下薗田首八嶋
下任備前国介從六位下田中朝臣淨足
下任播磨国介正六位上田口朝臣養年富
下任同国大掾從六位上民忌寸黒人
下任同国少掾從七位上大伴宿禰犬甘
□鑄銭司

.....切斷.....

.....多豆加 无位物部安□

大宰府進上紫草部領備前国主帳少初位上新田マ弓

下任備中国掾從六位下穗積朝臣老人

下任備

(一八一頁～一八二頁)

とある。

大宰府少監や備前・播磨などの国司となった者が、播磨国内を通過してそれぞれの任地に赴く姿が垣間見られる。七世紀中葉以来、こうした光景は全国どこでも見られたろう。

さらに長門国に置かれた国家造幣局の鑄銭司に判官・主典・民領などとして赴く例、中宮職主稻となって出舉稻の管理に赴く者の姿もある。こうした中央政府の出先機関などに派遣される官人たちの往還は、天平十年の『周防国正税帳』や天平九年の『駿河国正税帳』などにも数多くの実例が見られる。

天平期の正税帳の記載のなかには、

貢上造轆轤雜工參人

貢上鷹養人參拾人

(天平十年筑後國正税帳)

從出羽国進上御馬伍匹経玖箇日飼料稻玖拾束（匹別二束）江沼郡

向京當國相撲人參人

(天平四年越前國郡稻帳)

とあって、前者には轆轤造りや鷹飼（養）に熟達した者たちも見られる。彼らは官人でなく、身分は一般公民である。しかし専門技術を持っているので、従事期間のみ准官人の待遇を受けた。

『令義解』賦役令丁匠往来条には、

凡そ丁匠往来せむ、如し重患有りて勝致に堪へざらば、留めて隨便の郡里に付けて、飲食を供給せしめよ。差を待ちて、發て遣れ。糧食無くば、即ち公糧を給へ。

があり、罹病のさいには、官人なみに糧食を支給されるとある。しかし正税帳の記載例では貢上鷹養人が病んでいたとはなく、通常でも通過するさいに公糧を支給され、官人に准じた扱いがなされていたらしい。

後者の越前から京に向かう相撲人とは、七月七日の相撲節会に出場する力士たちで、特殊技能者である。特殊技能保持者は、一種の丁匠である。かれらは病氣で務まるはずがなく、健全な状態で公糧を支給されている。ついで出羽国から進上された御馬の食料が支給されているが、馬だけが五匹で通過したはずはない。馬の口を取る人がいなければ、道を辿れない。ということは、越前国内を通過する九日間の飼秣料として支出された匹別二束とは、馬の飼秣と馬丁（馬飼）の糧食をふくめた支給額とみなしてよからう。こうして末端の公務につく公民たちが、存外に多く往還したことも推測できる。

また上掲には「依病向京」とあり、病人もいる。病人でも官人身分に変わりないからとうぜんでもあるが、「五月四日下流人」牟々礼大町（大野か）とその「部領使」（天平十年周防国正税帳）も糧食をうけて周防国内を通過している。

さて国司も赴任したらそれきり在国できるわけではない。四度使といって大帳・正税帳・調帳・朝集帳という四度の公文を中央政府に持参するため、責任者の国司が使者となって上京する。あるいは後に述べるが、調庸などの税物を京に運ぶときの引率・随行も国司の責務である。

またもちろんが国内を巡る国司巡行は、『令義解』職員令大國条に、

守（祠社、戸口、簿帳、百姓を字養し、農桑を勧め課せ、所部を糾察し、貢举、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私の馬牛、闡遺の雜物、及び寺、僧尼の名籍の事を掌る）

とあり、所部を巡回して管轄部内の字養・勧農・糾察する仕事は欠かせない。

このようすは諸国正税帳に詳しい。天平十年の『周防国正税帳』を例として、その項目を列挙すると、
国司巡行壹拾參度

檢催産業国司壹度

依恩勅賑給穀国司壹度

從造神宮駅使国司壹度

春夏二時借貸并出舉雜官稻国司貳度

責手実国司壹度

賑給義倉国司壹度

檢田得不国司壹度

檢牧馬牛国司壹度

檢駅伝馬等国司壹度

斂調庸国司壹度

推問消息国司壹度

從巡察駅使国司壹度

収納官稻国司壹度

（一九七頁～二〇〇頁）

となる。たとえば「檢牧馬牛」「檢駅伝馬等」にあたる令文は、『令義解』厩牧令官私馬牛帳条に、

凡そ官私の馬牛帳は、年毎に朝集使に附けて太政官に送れ。

とあって、部内の馬牛は検閲しておく義務があった。また同令駅伝馬檢簡条に、

凡そ駅伝馬は、年毎に国司檢簡せよ。其れ大に老ひ病みて乗用に堪へざる者有らば、便に隨ひて

貨売れ。得たらむ直少なくば、駅馬は駅稻を添へよ。伝馬は官物を以て市ひ替へよ。

とあり、部内の駅伝馬を換簡するのも国司の仕事だった。

「依恩勅賑給穀国司」「従造神宮駅使国司」「賑給義倉国司」「従巡察駅使国司」などは、恩勅や義倉の使用命令が出なければ巡回しないし、造神宮使や巡察駅使が派遣されなければ随行することもない。しかしそれ以外のものはおおむね毎年行なうべき任務であり、特使の派遣を受けることも彼らにはさして珍しい出来事でない。国司の部内巡回や特使随行は、官人の日常業務であった。

とはいえ、そうした業務中でもいささかの旅情を感じる場面もあったようだ。

『万葉集』には、大伴家持が越中守としてじっさいに国内の西部を巡回したときの歌日誌が残されている。都では見聞しない珍しい風景に出会って、歌としてその趣を心情を書き留めたのである。巻二十・四〇二一～四〇二九の歌群の左注には、

右の件の歌詞は、春の出舉に依りて、諸郡を巡回し、当時当所にして、属目し作る。大伴宿禰家持

とあり、国司として春の公出舉の実施状況を巡回しながら確認している。

ついでながら、このさいに家持は通常の巡回ルートを逸脱している。というのは、郡家から郡家を最短で結んでいくのが、おおむねの国司巡回のあり方だったからだ。

鳳至郡にして饒石川を渡る時に作る歌一首

妹に逢はず 久しうなりぬ 饒石川 清き瀬ごとに 水古延へてな (巻二十・四〇二八)

と詠んだが、通常ルートをいけば饒石川沿いを辿らない。これを謎とし、「産鉄地域と品質などの検分」「産金情報の収集と確認」とする説や「能登国造支配地域に対する天皇の山海支配の確認のため」とする説など多様な解釈が出されている^⑦。しかし三者の解釈は、いずれもこの時の国司巡回の出張目的に沿っていない。筆者は国司巡回の所期の目的に即し、出舉収納の前段階の段取りとして、収納先の倉庫を実地検分するために立ち寄った、と解する。管見の当否はいずれにせよ、このおりの出張内容に即した行為として解釈すべきであろう。

ともあれ、家持は眼前に展開した異域の光景に驚きと新鮮味を感じ、胸踊らせながら心に浮かぶものを歌に詠んだ。もちろん国司として、人民の撫育・字養に努めながら。

これら中央官人・地方官人、そして用向きの関係から官人的な扱いをうける丁匠などの准官人が、日本国内また諸国国内をしげく移動した。その行動やそこでの思いが今日的な意味の旅にあたるかどうかは不明だが、大伴家持の歌日誌を見れば、任務の遂行と風雅を感じる旅行との間にことさらに境を設けることは、むずかしいかもしれない。

三、商人の行旅

古代公民のなかで、農業者は生活圏外をみずから旅する必要を感じなかつたろうが、商業に携わる人々には行旅がどうしても必要だった。販売目的で生産された商品を売り歩くことも、土師器・須恵器などの普及過程ではつとに広域で生じていたろう。しかしそれよりも余剰品を買い上げ、遠隔地あるいは市場や都市部を持って行って販売する。その物流に携わることによって、商品としての付加価値を生じさせることが多かったのではないか。

『令義解』閔市令除官市買条には、

凡そ官の市ひ買はむを除きては、皆市に就きて交易せよ。坐ながらに物の主を召び、時の価に乖き違ふこと得ざれ。官私を論ぜず、交、其の価を付けよ。懸に違ふことを得ざれ。

とあり、平城京内に東西の市が置かれている。京戸の人々はここで売買される物資で生活をまかなうので、政府としても京戸の生活を成り立たせるていどの量の物資がここに集まるよう便宜を計らった

であろう。大蔵省にある調庸物を放出すればあるていどの物資は供給できるが、生鮮食料品や調庸物に入らない多様な生活用品は、畿内近国の商人たちにもたらしてもらうほかない。

いささか不安のある史料だが、『摂津国風土記』逸文の御魚家条には、

任那ハ魚ヲ献ゼシ事、摂津ノ国風土記、西成郡ノ篇ニ、ソノ魚来レバ、御魚家ト云テ、京へ送ル迄ノ間ヲ宿シタル地名ノ事アリ。(日本声母伝)

とあり、京の市に供給する物品を一時保管する集積場として地方物流センターがあったかのようにも受け取れる。

商業活動は、各地でたしかに展開していた。

既掲の『常陸国風土記』茨城郡信筑川条には、前掲の「商豎と農夫とは舡船に棹さして往来ふ」とあって商豎（商人）が舟に乗ってやってくるとあるし、『出雲国風土記』島根郡朝酌促戸渡条にも、

朝酌の促戸の渡 東に通道あり、西に平原あり、中央は渡なり。則ち、筌を東西に亘し、春秋に入れ出だす。大きき雜の魚、時に來湊りて、筌の辺に駆駭き、風を圧し、水を衝く。或は筌を破壊り、或は日に腊を製る。ここに捕らるる大きき雜の魚に、浜謨がしく家闌ひ、市人四より集ひて、自然に櫻を成せり。

とあり、四方から集まつた市人が自然に市場を創り出したとある。

上掲では商いの物品名がわからないが、『日本靈異記』（日本古典文学大系本）上巻第二十一縁には、昔河内の國に蘿販ぐ人有り。名を石別と曰ふ。馬の力に過ぎて、重き荷を負ほす。馬往くこと得不時には、瞋恚り捶ち駆フ。重き荷を負ひて労れ、両の目に涙を出す。蘿を売り竟はれば、即ち其の馬を殺す。

とあって、馬荷は瓜であった。生産の余剰品にしては多すぎる記述であり、はなから商品として生産されたのかもしれない。こうした商業をこととする人たちの姿は、『日本靈異記』中巻第四縁に、

聖武天皇の御世に、三野の国片県の郡小川の市に一の力女有り。人と為り大きなり。名を三野狐とす。是は、昔三野の國の狐を母として生まれし人の四繼の孫なり。力強くして百人の力に當る。小川の市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌ヶ弊、其の物を取るを業とす。……是に狐の力より益れることを知る。蛤の主の女言はく「今より已後、此の市に在ること得不。若し強ひて住まば、終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち戢メラエキ。其の市に住ま不、人の物を奪は不。彼の市の人惣て皆安穏を悦びき。夫れ力人は、もち継ぎて世に絶え不。

とあり、「今より已後、此の市に在ること得不」と求め、「若し強ひて住まば、終に打ち殺さむ」と警告した。つまり小川の市の内には、もともと住んでいたわけである。日を決めて立つ市ではなく、常設の市場が存在した。そこに商品を持ち込む商人が日常的にいたので、彼らの上前をはねても生活できたのである。

こうした商業活動をするには、どうしても遠隔地との往来が欠かせない。供給者と需要者の間を足しげく往来しなければ、生業としない。

『日本靈異記』中巻第二十四縁には、

楳磐嶋は、諸楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西の里に居住す。聖武天皇のみ世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿の津に往きて、交易して運び超し、船に載せ家に将ち来たる時に、忽然に病を得、船を留め、単獨家に来むと思ひ、馬を借りて乗り來たる。……磐嶋聞きて問ふ「召さるるは我なり。何の故にか召す」といふ。使の鬼答へて言はく「我等、先に汝が家に往きて問ひしに、答へて曰はく『商に往きて未だ来らず』といふが故に、津に至りて求め、當に相ひて捉へむと欲へば、四王の使有りて、誅へて言はく『免す可し。寺の交易の錢

を受けて商ひ奉るが故に』といふが故に、暫免しつるのみ。汝を召すに日を累ねて、我は飢ゑ疲れぬ。若し食物有りや』といふ。磐嶋云はく「唯干飯有り」といひ、與へて食は令む。

とあって、磐嶋は大安寺の修多羅分の銭三十貫を借りた。その銭を原資として、越前の都魯鹿の津まで買い付けに行って何かと交易し、商品を京に運び込んだ。公民たちがもたらし、自然に流入してきた商品ではない。自分の裁量で需要・供給を考えて、買い付ける。これは歴とした商業活動である。こうした活動をする彼らにとって、長距離・短距離を問わず、行旅は反復される日常的な業務である。

四、行旅の前提条件——宿泊施設と食糧調達

一般の公民、官人・准官人、商人の三種に分けて、行旅の用向きや実態などを史料に即して確認してきた。だが、人々が行旅・往来するには、それを成り立たせる前提条件がある。道路事情・交通機関・宿泊施設・食料供給などは、どのようにになっているのか。どういうものの利用が期待でき、どこまでは自分で用意すべきものだったか。以下では、その点を検討しよう。

①官人・准官人

官人・准官人は、その身分と用向きにもよるが、諸国国内での交通手段としては伝馬を使用し、伝路を辿る。伝馬は郡家と郡家を結んでおり、郡家には簡易な宿泊施設も付属していたと思われる。

『日本書紀』（日本古典文学大系本）天武天皇元年（六七二）六月甲申条には、

川曲の坂下に到りて、日暮れぬ。皇后の疲れたまふを以て、暫く輿を留めて息む。然るに夜曇りて雨降らむとす。淹息むこと得ずして進行す。是に、寒くして雷なり雨ふること已甚し。駕に従ふ者、衣裳湿れて、寒きに堪へず。乃ち三重郡家に到りて、屋一間を焚きて、寒いたる者を煖めしむ。

とあり、郡家には少なくとも雨を防ぐ施設と暖をとれるていどの空間があったようだ。

食料は官給で、前掲の天平十年の『筑後國正税帳』で省略した部分を載せれば、

貢上鷹養人参拾人 起天平十年六月一日盡九月廿九日并壹伯肆拾漆日単肆仟肆伯壹拾人食稻捌伯捌拾弐人（人別二把）

となっていて、食料は郡稻・正税から支給される。中央政府のもとに貢上される鷹養人の食料が官給ならば、中央政府から派遣される駅使・特使や国司などの食料が官給なのは、いうまでもない。とくに駅使は、駅家のなかにある駅館を宿泊施設として使えたようだ。

有位階者や帶勳位者の宿泊については、『令義解』雜令私行人条に、

凡そ私の行人、五位以上駅に投りて止宿せむと欲へらば、聽せ。若し、辺り遠く及び村里無からむ之処は、初位以上及び勳位も、並びに輒く供給を受くることを得ざれ。

とあり、有位者と帶勳者は私用でも駅館に宿泊できた。

官人・准官人が諸国の国境を越えた場合は、ほんらいは伝路を辿るべきかもしれない。だが、国内を隈なく巡回するように張り巡らされた伝路は迂遠で、上京のための交通路として適さない。とはいえ駅馬の使用は自由でなく、『令義解』公式令国有急速条に、

凡そ国に急速の大事有りて、使を遣り、馳駆して諸処に向かひ、相ひ報告せば、年毎に朝集使、具に使人の位姓名を録し、并せて発時の日月、給ひし馬の疋数、告せる事由の状を注して、太政官に送れ。告を承けむ之処も、亦此に准ぜよ。太政官勘当するに応に駅を発つべからざれば、事に隨ひて推科せよ。

とあり、国有瑞条に、

凡そ国に大瑞及び軍機・災異・疫疾・境の外の消息有らば、各使を遣り馳駆して申上せよ。

また、朝集使条に、

凡そ朝集使は、東海道は坂東、東山道は山東、北陸道は神濟以北、山陰道は出雲以北、山陽道は安芸以西、南海道は土左等の国及び西海道は、皆駿馬に乗れ。自余は各当國の馬に乗れ。

となるなど、公式令・厩牧令の諸条を纏めれば、中央から遠い國の幣帛使・御賛使・朝集使、外國軍の襲来や国内の謀反または烽の誤報の訂正などについての急使、國司の欠員で國務に支障がある場合など、ごく限られたものだった。

それでも、駿馬の使用を許可されない近國の國司たちは、駅路を辿って京に直行したろう。駿馬を使う権利はないとしても、駅路を走ることまで制約されていない。直線的で確実に京に向かっている道を使わないので、むしろ不自然である。

上掲の公式令朝集使条の「自余は各当國の馬に乗れ」とある文の義解に、

謂ふところ、貸して民間に乗らば、雜徭を准折せよ。即ち一日の馬力を以て一日の人の徭を折げ。となる。當國の馬を借り上げ、駅家で官（郡稻・正税）の食料支給をうけながら往来していたと見るのが現実的だろう。

もっとも実情としては、『類聚三代格』（新訂増補國史大系本）卷十八／國飼并牧馬牛事・九駅伝事に、勅す

一、諸の國司等、新に任所に向かふとき、人品を隨ふるに伝剋を給ふ。然るに今聞く、或は預め遊牒を放ち、期日に過ぎ、早く赴き至らず。或は伝剋外に更に多く人馬等を差す。（下略）

一、聞く、七道諸國の駅家之馬、牧飼すること能はず。或は馬の背、瘡み爛る。或は馬の形、疲れ瘦つ。或は馬、強壯ならず、乗用に堪へず。加以ならず國司・駅長等、意に任せて乗用す。（下略）

天平宝字八年十月十日 （五七九頁）

とあり、伝剋に記されている数以上の馬を使うことがあり、國司・駅長らが好き勝手に使っていた。國府で民間の馬を賃貸しなくとも、また自費で飼育しなくても、現地での馬の調達には困らなかったようである。さらに、

太政官符す

応に上り下りの諸使の外、馬に乗ることを禁断すべき事

右、案内を檢するに、天平宝字三年七月十九日、諸國に下せる符に偶く、上り下りの諸使、剋に准じて馬を給す。如し違反有らば、罪、法律に著す。而るに諸使、式に違ひ乗用せり。國司知りて禁めず。（下略）

延暦元年十一月三日 （五八一頁）

とある。往還する諸使の乗用は、既述のごとく目的によって使用・不使用が決まっていたが、それは守られていなかった。國司は実情を見聞きしていても、やめさせなかつた、ともある。つづいて大宰府についても、

太政官符

応に大宰府の無鈴の雜使を旧に依り往還せしむべき事

右、府の解を得て偶く、太政官の去る七月八日の符を被りて偶く、無鈴の雜使の還郷之日、自今以後、一に海路を取れ。……（中略）今患ふ所を量るに、事実穩かならず。其れ大宰府、年中進上の無鈴之使は、十度に過ぎざれど、還郷之日各一馬に乗らば、諸駅之弊、何れか必ず申さむ。望み請ふ、旧に依り往還することを得さしめよ、といへり。（下略）

延暦十九年正月十六日 （五八二頁）

とある。駿鈴がなくとも、駿馬を使用していたことが窺える。もちろん國內の馬を國境外に出すこと

は、同書卷十九／禁制事に、

太政官符す

馬を出すを禁断せしむる事

右、中納言兼右大将從三位行陸奥出羽按察使勲三等巨勢朝臣野足の奏状に備く、…中略…右大臣の宣を被るに備く、勅を奉るに、宜しく強壯之馬軍用に充つるに堪ふるは、国境を出すこと勿れ。若し此の例に違はば、先符に依りて物則ち没官すべし。但し駄馬は、禁の限りに在らず。其れ出羽國、宜しく此に准ずべし。

弘仁六年三月廿日

(六二二頁)

とあって、強壯の馬は国境を越えられないが、駄馬は自由だった。つまりは乗る者また眼前を通過させる者が、その馬を駄馬と認定すればよいわけで、通行時の馬の使用の可否はほぼ国司の胸三寸にあつた。

上司がそうであれば、いろいろな役民を率いる部領使たちも、その身分によるとしても、おおむねは使者本人は騎乗し、徒步でゆく者たちを引率したものと推測される。

②公民・商人

公民は、どこに宿泊し食料をどう調達していたのか。

丁匠は既述のように准官人扱いされたが、力役である防人・衛士・仕丁も、准官人として公務扱いとされたようだ。というのは、防人は難波津（大阪港）まで部領使に引率され、そこから乗船して大宰府に向かう。帰任についても、部領使に引率されていた。

天平十年の『駿河国正税帳』首部の記載には、

旧防人伊豆国式拾式人 甲斐国参拾玖人 相模国式伯參拾人 安房国参拾參人 上総国式伯式拾參人 下総国式伯漆拾人 常陸国式伯陸拾伍人 合壹阡捌拾式人 六郡別半日食為单参阡式伯肆拾陸日

依病退本土仕丁衛士火頭等相模国御浦郡衛士土

.....切 断.....

□ □麻呂 従 六郡別半日食為单参日 従

丁匠宍人部身麻呂 従 六郡別半日食為单参日 従

茨木郡仕丁日下部友敷 従 六郡別半日食為单参日 従

(九二頁～九三頁)

とあり、停止されて帰郷する防人にまとめて食料が供給されている。部領使がついていなければ、まとめて受給できないし、すべて国別でまとまっているのは引率されているからにほかなりましい。またここには、丁匠とともに力役のはずの仕丁や衛士までにも食料供給が見られる。丁匠・仕丁・衛士など支給対象者だと身分保証できるのは、部領使が引率しているからである。

ただし、食料は官給されるとしても、防人の場合だと一〇八二人いる。彼らが宿泊できる収容施設は、はたして路次にあったろうか。一般公民の場合もふくめて検討してみよう。

たとえば逃亡した戸口を引き戻しに行くとして、どこにいるかわからず、つまりは行ったこともない地に旅立つわけだ。地図もないなかで、彼らはどうのように宿泊し、食料を得るのか。とりあえずは、当面の糒などの主食とともに代用貨幣となるものを担いで旅立つ姿しか推測できない。そうしたなかでどこに行ったか分からない人を探索にいけば、ミイラ取りがミイラになるとの言葉のように、彼らも行方不明者になる。

『令義解』戸令五家条には、

凡そ戸は、皆五家相ひ保れ。一人を長と為よ。以て相檢察して、非違を造すこと勿らしめよ。如

し遠客來り過りて止宿すること有らむ、及び保内之人行き詣る所有らば、同保に語りて知らしめよ。

とあり、止宿させるには、同保内の人たちの諒解が必要であった。日暮れて困りはてたころになってどうとつに宿りを求めて、簡単には諒解を受けられそうもない。

そう思われるところだが、『日本靈異記』上巻第九縁には、

飛鳥川原の板葺ノ宮に宇御めたまひし天皇のみ世、癸卯の年の春三月の頃、但馬の国七美の郡の山里の人の家に、嬰児の女有り。中庭に匍匐フを、鷺擒りて空に騰リテ、東を指して翥リイヌ。父母懇ビテ、惻ミ哭き悲しご、追ひ求むれども、到る所を知ら不るが故に、為に福を修す。八箇年を逕て、難破の長柄の豊前の宮に宇御めたまひし天皇のみ世、庚戌の年の秋八月下旬に、鷺に子を擒られし父、縁の事有りて丹波の国加佐の郡の部内に至り、他の家に宿る。其の家の童女、水を汲みに井に趣く。宿れる人、足を洗はむとして副ひ往きて見るに、亦村の童女、井に集りて水を汲まむとして、宿れる家の童女の井ヲ奪フ。惜みて奪は令め不。其の村の童女等、皆心を同じくして、凌ギ蔑リテ曰はく「汝、鷺の噉ひ残し、何の故にか礼无き」といひて、罵り、圧ヒて打つ。拍タレテ哭き帰ぬ。家主待ち問ひて「汝、何の故にか哭く」といへば、宿れる人、見たるが如く具に上の事を陳べ、即ち彼の拍ち罵りて鷺の噉ひ残しと曰ひし所以を問ふ。家主答へて言はく「其れの年其れの月日の時、余、鳩を捕る樹に登りて居るに、鷺、嬰児を擒り、西の方より来り、巣ニ落して雛ニ養ふ。嬰児憚り啼く。彼の雛望て、驚き恐りて啄マ不。余、啼く音を聞き、巣より取り下し育てし女子、是れなり」といふ。擒られし年月日の時は、挾ふるに今の語に当りたれば、明かに我が児なることを知りぬ。爾に父、悲しご哭きて、具に鷺の擒りし事を告ぐ。主人実を知り、語に応へて許しつ。噫乎彼の父、邂逅ニ児有る家に次り、遂に是の子を得たり。

とある。また、『備後國風土記』逸文・蘇民将来条でも、

備後の國の風土記に曰はく、疫隅の國社。昔、北の海に坐しし武塔の神、南の海の神の女子をよばひに出でまししに、日暮れぬ。彼の所に将来二人ありき。兄の蘇民将来は甚く貧窮しく、弟の将来は富饒みて、屋倉一百ありき。爰に、武塔の神、宿處を借りたまふに、惜みて借さず、兄の蘇民将来、借し奉りき。即ち、粟柄を以ちて座と為し、粟飯等を以ちて饗へ奉りき。爰に畢へて出でませる後に、年を経て、八柱のみ子を率て還り来て詔りたまひしく、「我、将来に報答為む。汝が子孫其の家にありや」と問ひたまひき。蘇民将来、答へて申ししく、「己が女子と斯の婦と侍ふ」と申しき。即ち詔りたまひしく、「茅の輪を以ちて、腰の上に着けしめよ」とのりたまひき。詔の隨に着けしむるに、即夜に蘇民の女子一人を置きて、皆悉にころしほろぼしてき。即ち、詔りたまひしく、「吾は速須佐雄の神なり。後の世に疫氣あらば、汝、蘇民将来の子孫と云ひて、茅の輪を以ちて腰に着けたる人は免れなむ」と詔りたまひき。

とある。蘇民将来の呪符は、長岡京右京六条二坊六町の遺址から出土した木簡（「木簡研究」二十三号、三十六頁参照）がいまのところ最古である。『風土記』逸文であってはいつのものか不明瞭だが、呪符木簡が出土したから、すくなくとも奈良後期には蘇民将来が知られていた。それは間違いない。

もとより蘇民将来は神々の世界のことであるが、一般公民の生活のなかでもそうしたことがありそうだと思われなければ、だれもこの呪符の話も効力も信じまい。すなわち日暮れになって宿りを請えば、泊めてもらえる。そうした諒解がないなかでは、この話は成り立たない。

じっさいには、五保に周知させる時間もない日没間近な場合、請えれば泊めて貰えると考えてもよさそうだ。しかしそれは家があれば、という条件だ。家が密集しているわけではない。日本列島に一億二千万人がいるのと五百万人ていどしかいない時代では、家を見つけられる率は単純計算すれば

二十四分の一となる。特段の情報なしに歩いていたのでは、宿れる家や聚落に行き当たる率は低い。

さて、宿泊地については、通説では民家または野宿と長く見なされてきたが、近時は各村落の寺院・堂が注目されている。

宮瀧交二氏は、『日本靈異記』記載の堂を検討され、村落内の堂に旅人が宿泊していたことを指摘された。すなわち下巻第十七縁にある弥氣の山室堂と下巻第二十八縁の貴志寺で、ともに仏像が「痛い」と呻き声を挙げているのを、旅人が宿泊していると連想している。これは、堂内に旅人が宿泊するという実態があったからだ。また『日本書紀』大化二年（646）二月甲申条に「路頭で炊飯する役民に対して路頭の家の者が祓除を求める」とあることから、日常的・生活空間外からの来訪者がもたらす災禍（穢れ）を恐れていた。そこで来訪者に接触しないですむよう、宿泊施設としての役割を与えられていた。さらに「こうした『堂』には、村人が共同利用する飲食器が備え付けられていた場合があり、旅人が『堂』を宿泊施設として利用した理由の一つ」だ、と推測されている。

このうち、村人が共同利用する飲食器が堂内にあったかどうか、あったとしてそれを旅人も使用できたかどうか、さだかでない。村人が非日常的な来訪者に穢れを感じていたとすれば、村人が共同利用する飲食器を使われては困るだろう。とはいっても、検討結果はおおむね首肯できるもので、村里の堂が旅人の宿泊に使われていたのは間違いない。

そうではあるが、堂施設がどこにあるのか、旅人は存在するその場所を事前に知りえたのだろうか。その点を深められた松原弘宣氏は、

八世紀代の地方社会には、仏堂と関連建物よりなる修行を主としない「村落内寺院」が村落毎に建立されていたことが想定できるのである。そしてかかる寺院は、地域において宗教活動だけでなく様々な活動をおこない、そのなかの一つとして調庸運脚夫の宿泊機能もあり、多くは交通路に沿って建立されたと考えられるのである。

とされ、各郷に一つは道沿いにこうした小規模な寺院があった、と推定される。

たしかにこうした宗教施設の転用・汎用は、例がある。

時代は下るが、榎原雅治氏は、

なぜ宿には寺が多いのだろうか。宿における寺の機能はどのようなものなのだろうか。これまで述べてきた宿の機能、すなわち権力者の行列の宿泊地や軍勢の駐屯地であったという宿の役割からすれば、寺の大規模な堂舎や広い境内が行列や軍勢の宿泊地として活用されただろうことは容易に推察されよう。権力者の旅行において、寺が宿泊場所として利用されていたことは常識に属することかもしれない

として、延徳三年（1491）細川政元に随行した冷泉為広、応永二十五年（1418）足利義持に随行した花山院長親などの例を挙げている。こうしたことは、古代でも同じである。付近に大きな寺院がありさえすれば、部領使に率いられた一行が僧坊などの空き部屋や附属の舎屋を利用させてもらうことはありえたろう。

しかし『日本靈異記』下巻第十八縁には、

丹治比の経師は、河内の国丹治比の郡の人なり。姓は丹治比なるが故に、以て字とす。其の郡の部内に一つの道場有り、号けて野中堂と曰ふ。発願の人有りて、宝龜二年辛亥の夏六月を以て、其の経師を其の堂に請け、法花経を写し奉らしむ。女衆参り集ひて、浄水を以て経の御墨に加ふ。時に未申の間に、段雲り雨降る。雨を避けて堂に入るに、堂の裏狭少しきが故に、経師と女衆と同じ處に居り。爰に経師、姪れの心熾に発り、嬢ノ背に踞りヲリ、裳を挙げて婚ふ。闇の間にに入るに隨ひて、手を携へて俱に死ぬ。唯女の口より漚を嘔齶ミ出して死にき。

とあって、「堂の裏狭少きが故に」つまり堂内はことのほか狭い。行旅者が泊まっている例でも、じっさいの宿泊者は一人である。堂舎内の宗教的なしつらえを考慮すれば、宿泊スペースはせいぜい五～六人分にすぎまい。部領使に率いられる数は数十から百数十になろうし、還郷者の集団でも数人単位ではあるまい。それに寺院・堂舎を宿泊に用いるといつても、やはり他者である個人が資金を出して建てた施設である。十全な管理下におかれていれば宿泊を拒まれる蓋然性も高く、宿泊する権利を主張できるものでない。また破屋・廃屋になっていれば断りなく泊まりやすいが、それでは聚落内の建物の残骸と変わらず、宿泊に適さない。いずれにせよ村落内の寺院・堂舎は、宿泊に向いた、またあてにまでしうる施設との確証は持てない。

そうなれば往還とも彼らは野宿かそれに近い状態であったか、少なくともそう覚悟していた、と考えるべきだろう。

そのなかでいくぶんあてになる宿泊施設としては、田の耕作にさいして作る田廬・仮廬がある。

『万葉集』(日本古典文学全集本)には、

雨は降る 仮廬は造る 何時の間に 吾児の 潮干に 玉は拾はむ (卷七・一一五四)

大伴坂上郎女、竹田の庄にして作る歌二首

然とあらぬ 五百代小田を 戻り乱り 田廬に居れば 都し思ほゆ (卷八・一五九二)

とある。遠隔地の農作業や監督には、こうした施設に宿泊していた。^注 仮廬とは、

秋の野の み草刈り葺き 宿れりし 宇治のみやこの 仮廬し思ほゆ (卷一・七)

とある「葦を刈って屋根に葺いた」ていどの施設である。農閑期には空いているから、雨露を防げるついでよいのならば、とうぜん使わせて貰ったろう。何もないよりは遙かにましたから。しかも堂舎やその軒下を探すよりは数が多く、よほどあてになろう。

しかしそれでも、山中や荒野では見つけがたい。そうなれば『日本書紀』大化二年二月甲申条に「路頭で炊飯する役民に対して路頭の家の者が祓除を求める」とあるように路頭で炊飯をし、そのあとはふつう野宿となる。

『日本靈異記』下巻第二十七縁には、

白壁の天皇のみ世、宝亀九年戊午の冬十二月下旬に、備後の国葦田の郡大山の里の人、品知牧人、正月の物を買はむが為に、同じ国の深津の郡深津の市に向かひて往く。中路にして日晚れ、葦田の郡の葦田の竹原に次る。宿れる処に、呻ぶ音有りて言はく「目痛し」といふ。牧人聞きて、竟夜寝ね不して踞る。明くる日見れば、一つの髑髏有り。筈、目の穴に生ひて串かる。竹を掲げて解き免し、自ら食へる餉を饗して言はく「吾に福を得令めよ」といふ。市に到り物を買ふに、買ふ毎に意の如し。疑はくは、彼の髑髏、祈に因りて恩を報いるかとうたがふ。市より還り来りて、同じ竹原に次る。時に彼の髑髏、〔乃〕ち生ける形を現はして、語りて言はく「吾は葦田の郡屋穴国の郷の穴君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるるもの、是れなり。……賊盜秋丸、意惣憤然り、事を隠すこと得不して、乃ち答へて言はく「去年十二月下旬、正月元日の物を買はむが為に、我、弟公と市に率て往く。持てる物、馬布綿塩なり。路中にて日晚れ、竹原に宿り、窃に弟公を殺して、彼の物を擰り、深津の市に到りて、馬は讃岐の國の人に売り、自余の物等は、今出して用ゐる」といふ。父母聞きて「嗟呼、我が愛子、汝が為に殺さる。他の賊に非ず」といふ。

とあり、葦田郡大山里の人・品知牧人が正月の物を買おうとして深津の市に向かったが、道半ばで日暮れとなり、葦田郡の竹原に宿りをした。つまり竹が群生している場所で野宿した。そこは前年十二月下旬、秋丸が甥の穴君弟公とともに正月元日の物を買おうとして、深津市に向かったときに道中で日が暮れて宿った竹原と同じだった、という。

最終的には、野宿をする覚悟が事前になければ、古代に行旅できない。野宿のさなかに野獸に襲われることも、賊に襲われることもある。そのまま死に果てることもあるわけで、『日本書紀』推古天皇二十一年（613）十二月庚午条に、

皇太子、片岡に遊行でます。時に飢者、道の垂に臥せり。仍りて姓名を問ひたまふ。而るに言さず。

皇太子、視して飲食與へたまふ。即ち衣裳を脱きたまひて、飢者に覆ひて言はく、「安に臥せれ」とのたまふ。則ち歌ひて曰はく、

しなてる 片岡山に 飯に飢て 臥せる その旅人あはれ 親無しに 汝生りけめや さす
竹の 君はや無き 飯に飢て 臥せる その旅人あはれ

とのたまふ。辛未に、皇太子、使を遣して飢者を視しめたまふ。使者、還り来て曰さく、「飢者、既に死りぬ」とまうす。爰に皇太子、大きに悲びたまふ。則ち因りて当の処に葬め埋ましむ。墓固封む。

とある片岡飢者の話も、こうした往来の人たちの行旅・宿泊事情のなかで、往々にして見られる光景だったのだろう。

五、行旅の前提条件——行路案内

行旅者にとって最大の問題は、目的地まで移動するときの道路情報である。どの道を辿れば、目的地に到着するのか。本人が弁えていればよいが、もし問い合わせたとして、問われた人がその目的の場所かその縁辺の地名を知っていなければならない。はたして美濃国の人人が上野国を知っているか。相模国余綾郡の人は、御浦郡の地名や場所を知つていただろうか。

その不幸な結果については『続日本紀』（新訂増補国史大系本）和銅五年（712）正月乙酉条に、

詔して曰く、諸国の役民、郷に還へるの日、食糧絶へ乏しふして、多く道路に饉て、溝壑に転し墳ること、其の類少なからず。国司宜しく勤めて撫養を加へ、量りて賑恤すべし。如し死する者有らば、且つ埋葬を加へ、其の姓名を録して本属に報せよ。

とあり、運脚などで動員された公民たちは故郷に戻るとき、道ばたで餓死したり、溝や谷に転落死したままになっていて、埋葬さえされていない、とある。

こうした餓死への対策として、同書・同年十月乙丑条には、

詔して曰く、諸国の役夫及び運脚は、郷に還へるの日、糧食乏少にして、達することを得るに由無し。宜しく郡稻を割きて別に便地に貯へ、役夫の到るに隨ひて交易せ令むるに任さしめよ。又行旅の人をして必ず錢を齎せて資と為さ令め、因りて重担の勞を息め、亦錢を用ゐるの便なるを知らしめむ。

とあり、道ばたに郡稻を置いて交易させる。そのためには、彼らに錢を持たせよ、という。

しかし同書・天平宝字元年十月庚戌条には、

勅して曰く、聞く如く、諸国の庸調の脚夫、事畢りて郷に帰へるとき、路遠くして糧絶ゆと。又行旅の病人、親しく恤み養ふもの無く、餓死を免れむと欲して、口に饉ふて生を仮る。並に途中に辛苦して、遂に横斃を致すと。朕、乎此を念ひて、深く憫矜を増す。宜しく京国の官司に仰せて、糧食・医薬を量り給ひ、勤めて檢校を加へて本郷に達せ令む。若し官人怠緩して行はざる者有らば、違勅の罪に科せむ。

とあって、やはり行旅人や庸調の脚夫つまり運脚などは、道ばたに横死していたのである。運脚のなかに、錢を持ち歩けるような人がどれほどいたろうか。

さらに、『類聚三代格』卷七／牧宰事には、

乾政官符す

応に畿内七道諸国駅路の両辺に遍く菓樹を種うるべき事

右、東大寺普照法師の奏状に備く、道路の百姓の来去は絶へず。樹其の傍らに在らば、疲れ乏しきを息むるに足らむ。夏には則ち蔭に就きて熱を避け、飢へには則ち子を摘みて之を噉ふ。伏して願はくは、城外の道路の両辺に菓子なる樹木を栽へ種へよ者り。勅を奉るに、奏に依れ。

天平宝字三年六月廿二日

とあり、鑑真を招聘した東大寺僧・普照が、駅路沿いに遍く菓樹を植えるよう献策している。ないよりましたが、結実する秋のわずかな間に通りかからなければ恩恵に浴さない。

それにしても、庸調の運脚は道ばたに横死している。溝壑つまり溝や谷底に転落してだれにも知られないのは、部領使に引率されていないからである。もしも引率していれば、部領使が人数を把握し、欠けた人物の名を登録し、遺骸はせめて埋葬していったろう。また引率していたのならば、自分たちは官給の食を喰らい、糧食が絶えて餓死する者たちの姿を睥睨し、事切れるのを待っていたことになる。さすがに部領使の仕事ぶりとしてそうした場面は予想しがたい。すると運脚が庸調を納入し終えたあとは、それぞれに故郷に戻らせた。その結果が、こうした横死の状態を生み出した、と考えるべきだろう。^⑩

とはいが、ただの公民にすぎない運脚たちは、どうやって平城京から故郷まで辿り着けるのか。またそれは引率・保護を与えられず他人目を忍ぶ身になった逃亡の仕丁・衛士・防人にとっての問題でもある。

ところが『日本靈異記』上巻第十八縁によれば、

昔大和の国葛木の上の郡に、一人の持経の人有り。丹治比の氏なり。其れ生知り、年八歳以前に法花経を誦持するに、意に唯一字のみ存むること得不。二十有余歳に至りて猶持すること得難く、觀音に因りて悔過す。時に夢に見る。人有りて曰はく「汝、昔先の身に、生まれて伊予の國別の郡日下部の猴の子に在りし時、汝、法花経を誦し奉りて、灯に一つの文を焼き、誦すること得不りき。今往きて見よ」といふ。夢より醒め驚きて、思ひ怪しうび、其の親に白して曰はく「忽に縁の事有りて伊予に往かむと欲ふ」といふ。二親聽許す。然して諮ひ往きて、當に猴の家に到り、門を叩きて人を喚ぶ。乃ち女人出で咲を含みて還り入り、家母に白して曰はく「門に客人在り、恰も死にし郎に似たり」といふ。聞きて出で見るに、猶し死にし子に疑たるがごとし。家長も見て亦怪しうび問ひて「仁者は何人ぞ」といふに、国郡の名を答へ陳ぶ。客人も亦問ふ。答へて具に彼の姓名を告げ知らしき。明かに知る、是れ我が先の父母なることを。即ち長跪キテ拝す。猴、愛でて喚び入れ、床に居ゑて瞻りて言はく「若し死にし昔の我が子の靈か」といふ。客人具に夢の状を述べ、翁姥を吾が先の父母と謂ふ。猴も亦因を語りて、示して曰はく「我が先の子、号は某、其の子の住みし堂読みし経及以持せし水瓶等は是れなり」といふ。先の子聞きて堂の内に入り、彼の法花経を取りて開き見るに、誦せられ不文に当りて、灯に焼け失せたり。時に懺悔し、直し奉りて後、状に就きて持すこと得たり。

とある。目的地までの道がわからなくとも「然して諮ひ往きて、當に猴の家に到」ることができている。下準備などなくとも道に迷わない。そういう状態だと見取れる。

古代史料を見る限りでは、交通の難所となる場所については、それなりの措置がなされている。

『類聚三代格』卷十六／道橋事・船瀬井浮橋布施屋事には、

太政官符す

応に南海山陽両道公私船水脚は身役を停め役料を輸さ令むべき事

右、讃岐国の解を得るに備く、諸の郡司の解に備く、官に進つる雜物の綱丁等申して云く、舟楫之行、本自り期無く、雲を占て發ち、風を瞻て泊つ。若し一時を失はば違うこと千里を以てす。而して大輪田の船瀬使、旧く長例を立てて以来三日を役す。風潮船を引くの便、役所に盡き、雜物を貢進するの期、式例に違ふ。(下略)

嘉祥二年(八五〇)九月三日

(四九三頁)

とあって、部領使のもとで雜物の貢進者を纏めている綱丁は渡河に困っていた。もちろん往路は部領使がいて、役所との掛け合いをしてくれたろう。

『令義解』雜令要路津済条には、

凡そ要路の津済、涉り渡るに堪へざらむ之処には、皆船を置きて運び渡せ。津に至らむ先後に依りて、次を為よ。国郡の官司檢校し、及び人夫を差して、其の度子に宛てよ。二人已上十人以下、二人毎に船一艘

とあって、官道に沿った津済は律令国家の保護統制下にあったようだ。「其の度子」の義解には「謂ふこころ、雜徭を以て差配せよ」とあり、つまり雜徭丁で賄う渡しから、渡し賃は要らない。とはいえそれは官道のこと、それ以外の場所でのことは不明である。^⑨また増水・渴水などの季節要因によって、決まった津済からでは渡れないこともありうる。その場合は、有料の渡し船を使わざるをえない。

『播磨國風土記』賀毛郡条には、

賀毛の郡の山直等が始祖息長命 一の名は伊志治 を媒として、誂ひ下り行でましし時、摂津の国高瀬の済に到りまして、此の河を度らむと請欲はしたまひき。度子、紀伊の国人小玉、申さく、「我は天皇の贊人たらめや」とまをす。その時、勅りたまはく、「朕公、然はあれど、猶度せ」とのりたまふ。度子、対へてまをさく、「遂に度らむと欲さば、度の賃を賜へ」とまをす。ここに、即て道行の儲と為しし弟縄を取らして、舟の中に投げ入れたまへば、則ち、縄の光明、炳然きて舟に満ちぬ。度子、賃を得て、乃ち度しまつりき。故、朕君の済といふ。

とあり、渡し場の船を使うには度子の賃料が必要だった。また『日本靈異記』上巻第七縁には、

禪師弘濟は、百濟の國の人なり。百濟の乱るる時に當りて、備後國の三谷の郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さる。時に誓願を發して言はく「若し、平に還り来らば、諸神祇の為に伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。即ち禪師を請けて、相共に還り来る。三谷寺は、其の禪師の造立する所の伽藍なり。道俗觀て共に欽敬を為す。禪師尊像を造らむが為に京に上り、財を賣りて既に金丹等の物を買ひ得て、還りて難破の津に到る。時に海辺の人、大きな亀四口を売る。禪師、人に勧めて買ひて放てり。即ち人の舟を借り、童子二人を將て、共に乗りて海を度る。日晚レ、夜深けて、舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行き到り、童子等を取りて、海の中に擲げ入れ、然して後に禪師に告げて曰はく「速かに海に入る應し」といふ。師教化すと雖も、賊猶許さ不。茲に願を發して海の中に入る。

とある。「舟を借り」とあって賃料を支払っているが、結局遭難している。

もとより橋が架かっていれば幸いで、『類聚三代格』卷十六／道橋事・船瀬并浮橋布施屋事には、
太政官符す

応に旧に依り浪人二人を宛て泉橋寺并渡船仮橋等を護ら令むべき事

右、彼の寺の牒を得るに備く、件の寺故大僧正行基建立の四十九院之其の一つ也。惣て本意を尋ねるに泉河の仮橋を為らむがために建立する所也。而るに河之躰為るや、流沙水に交じり橋梁留ること難し。洪水に遭ふ毎に往還擁滯す。仍りて人馬を渡さむが為、道俗を相唱し、馬船二艘・

少船一艘を買置き、件の寺に付属く。国、須く太政官去る天長六年十二月八日・承和六年四月四日兩度の符の旨に依りて、徭夫二人を宛つべし。而るに永例に非ずと称し、宛て行ふことを肯ぜず、人の監護なくして屡流失を致す。寺家之煩ひ斯より甚だしきは无し。望み請ふ、件の浪人を給ひ、永く雜役を免し、一向寺并船橋等を守ら令むべし。謹みて官裁を請ふ者り。中納言從三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名宣す。宜しく山城国に下知し、件に依り宛て令めよ。

貞觀十八年三月一日

(四九〇頁)

とあり、専属の船を置いたり、船を連ねた船橋をかけてある場所もあった。

そうした常設的な橋の往来については、『類聚三代格』卷十六／道橋事・船瀬并浮橋布施屋事に、
太政官符す

応に韓橋を守る丁二人を置くべき事

右、彼の橋を造れる預西寺の別当伝灯大法師位命携の牒状を得るに備く、案内を檢するに、件の橋、往還の要路にして、人迹絶へず。夜行に灯を秉り、火を落として害を成す。橋守人を置くに非ざれば、何ぞ非常を禦がむ。望み請ふ、官裁して旧例に准じ、橋守を置かむ者れば、左大臣宣す、宜しく山城国に仰せて、永く徭丁二人を宛て監護せ令めよ。

延喜二年七月三日

(四九〇頁)

とあって、橋は昼夜をわかつたず頻繁に往来があったという。

ただし館野和己氏によれば、逃亡の仕丁・衛士・防人などは橋などの渡河地点に配された兵士の勘問を受けた。だれにも便利であるがゆえに、かえって逃亡する者たちは、ここを使うことができなかつた。

では古代日本の社会で、どうすれば安全に往来できるのだろうか。

中世日本の例だが、齋藤慎一氏は、^立

そもそも武田信玄と言わずとも、甲斐武田の人びとが安房国の地理をどこまで知りえていただろうか。江戸時代以降は木版の地図が普及し、主たる街道が手に取るようにわかった。加えて時代が下れば「独案内」といった観光案内書すら登場する。現代に通じるところである。しかし戦国時代にそのような書物があったとは聞かない。地図にしても同じである。

したがって領国外であれば、旅慣れた人物なら別であるが、通常は道については苦労するはずである。逆に領国外の道を知りうる者や派遣により道について経験のある者は、それだけで財産をもち得たことになる。おそらくここで信玄が梶原政景に依頼したことのなかには、道案内が含まれていたと考えたい。

という。また同氏は、川の瀬・架橋状態などについての知識がなければ渡河できないから、季節・時期ごとの川の状況についての知識も重要だ、とされる。指摘の通りであろう。

上掲の史料でも、往路は部領使が役所にかけあい、雑徭丁を徵發して津済で渡河の船を出させられよう。しかし雑徭で動員された渡し守が常駐していなければ、還郷の日にだれが「舟檻之行」を助けてくれるのか。帰路の運脚は飢え死にしているのに、渡し賃を払えるのか。架橋があったとしても、また渡し船が用意されていたとしても、往路にはじめてそこを通ったにすぎない一介の公民が、帰路に間違いなくその橋や津済に辿り着けるのか。その津済だとて、季節によっては増水などで交通が途絶する。大道を外れて、違う道をどのように見つけ出し、また元の大道に戻れるのか。これといった知識のない者が躊躇なく迷わず帰郷できる条件は、ほとんど整っていない。そう見るのが穩當である。

では、そうしたなかなのに、なぜ『日本靈異記』の話ではさしたる誤りもなく迷わず探し当てたと

するのか。また部領使に率いられないでも、帰郷の運脚たちはどうしておおむね帰りつけたのか。仮に大半はわかりやすい直線道の駅路を辿ったとしても、近づいてきたその地あたりの風景を見れば、そこが郷里とわかるのか。そんな簡単ではあるまい。

還郷の運脚たちでも容易に接しあって、その人たちの方言も聞き分けつつ、彼らの帰路をただしく導ける地理情報を持つ人たち。その存在と助けなしに、彼らは道を選ぶことも、河をどこでどんな方法で渡ってよいかも、わからなかつたろう。その先導・教導ができるのは、どんな人たちなのか。

そうした人々は村から村に渡り歩き、自由に移動し、その仲間たちからさらに遠くに続く地理情報を交換し合っていた。古代社会でそのようなことができるときすれば、筆者には宗教者の集団しか思い浮かばない。

『日本靈異記』下巻第十四縁には、

越前の国加賀の郡に、浮浪人の長有り。浮浪人を探て、雑徭に駆ひ使ひ、調庸を徴り乞ふ。時に京戸小野朝臣庭磨といふもの有り。優婆塞と為り、常に千手の咒を誦持するを業とす。彼の加賀の郡の部内の山に展転びて、修行す。神護景雲三年歳の己酉に次れる春、三月二十七日の午の時に、其の長、其の郡の部内の御馬河の里に有り。行者に遇ひて曰はく「汝は、何くの國の人ぞ」といふ。答ふらく「我は修業者にして、俗人に非ざるなり」といふ。長、瞋り噴めて言はく「汝は浮浪人なり。何ぞ調を輸さ不る」といふ。縛り打ちて、駆ひ徭ふ。

とあって、京戸が優婆塞となり、修行のために越前国加賀郡に赴いた。ところが浮浪人長が誤解して、浮浪人として逮捕された。京戸が越前国加賀郡に赴いたのならば、愛発闕を通るさいには、通行証である過所が必要だ。その過所を示せばただちに誤解とわかったはずだし、浮浪人長もその提示を求めたろう。しかしそれを示してもいいし、もともと提示を求められてもいい。ということは、どうやら律令制下の過所は形ばかりであって、官人・准官人としての身分保証を兼ねた書類で、官給の食糧や宿泊施設の提供を求めるための身分証になってしまっていたのではなかったか。『日本靈異記』のほかの話でも、通行にいちいち過所を申請したようにみえない。¹⁹過所は、人々の移動に絶対的で必要不可欠というわけでもなかつたようだ。

『日本靈異記』上巻第二十七縁には、

石川の沙彌は、自度にして名無く、其の俗姓も亦未だ詳かならず。石川の沙彌と号ぶ所以は、其の婦、河内の国石川の郡の人なるを以てなり。其れ容を沙彌に仮ると雖も、心を賊盜に繋ぐ。或るは塔を造ると詐り称ひ、人の財物を乞ひ貪め、退きては其の婦と雑物を買ひて噉ふ。或るは摂津の国嶋下の郡春米寺に住み、塔の柱を研ぎ焼き、法を汙す。誰人も斯の甚だしきに過ぎたるは莫し。終に嶋下の郡味木の里に到り、忽に病を得、声を飛げて叫びて言はく「熱や熱や」といふ。地を豫離こと一二尺許。衆集り見、或るは問ひて曰はく「何の故にか此くの如く叫ぶ」といふ。答へて云はく「地獄の火來りて我が身を焼き、苦を受くること此くの如し。故に問ふ可から不」といふ。即日命終はりき。

とあり、河内国石川郡あたりから摂津国嶋下郡あたりまでを、自在に往来していた。宗教的な会合への参加には外部からさしたる障礙も加えられなかつたようで、『日本靈異記』下巻第十九縁では、

肥後の国八代の郡豊服の郷の人、豊服広公の妻懷妊して、宝亀二年辛亥の冬、十一月十五日の寅の時に、一つの肉団を産み生す。その姿卵の如し。夫妻祥に非ずと謂ひ為して、笥に入れて山の石の中に藏め置き、七日を逕て往きて見れば、肉団の殻開けて、女子を生めり。父母取りて、更に乳を哺めて養ふ。見聞く人、合國ながら奇しばらるは無し。八箇月を経て、〔身〕俄に長大し、頭頸成り合ひ、人に異りて頓無し。身の長三尺五寸なり。生知り利口にして、自然に聰明なり。

七歳より以前に、法華八十花巻を転読す。黙然りて逗ら不ず。終に出家を樂ひ、頭髪を剃除し、袈裟を著て、善を修し人を化し、人として信け不るは無し。其の音多く出で、聞く人哀びを為す。其の体人に異なり、閻無くして嫁ぐこと無く、唯尿を出す竇有り。愚俗皆りて、号けて猴聖と曰ふ。時に託磨の郡の国分寺の僧、又豊前の国宇佐の郡の矢羽田の大神寺の僧二人、彼の尼を嫌みて言はく「汝は是れ外道なり」といひて、喝シ皆りて鬪ルに、神人空より降り、杖を以て僧を祟か將とす。僧恐り叫びて終に死にき。大安寺の僧戒明大徳の、彼の〔筑〕紫の國の大國師に任けられし時に、宝亀七八箇年の比頃ニ、肥前の国佐賀の郡の大領正七位上佐賀君児公、安居会を設け、戒明法師を請けて、八十花巻を講ぜ令むる時に、彼の尼闘かさ不、衆中に坐て聴く。講師見て、呵嘆して言はく「何くの尼ぞ、濫しく交るは」といふ。尼答へて言はく「仏、平等大悲の故に、一切衆生の為に、正教を流布す。何の故にか別に我を制する」といふ。因りて偈を挙して問ふに、講師、偈通すること得不。諸の高名の智者怪しひて、一向に問ひ試む。尼終に屈せ不。乃ち聖の化なることを知りて、更に名を立てて、舍利菩薩と号く。

とあって、肥後国八代郡の尼がのもとに豊前国宇佐郡の矢羽田・大神寺の僧侶も来るし、尼が肥前国佐賀郡の安居会に出ることもできた。

『続日本紀』文武天皇四年（700）三月己未条に、

道照和尚物化す。……登時船進みて本朝に還帰す。元興寺の東南隅に別に禪院を建てて住す。時に天下の行業之徒、和尚に従ひて禪を学ぶ。後に於て天下に周遊して、路傍に井を穿ち、諸の津済に船を儲け橋を造る。乃ち山背国の宇治橋は和尚之創造する所の者也。和尚周遊すること凡そ十有余載、勅請有りて、還りて禪院に止宿せしむ。

とあり、道昭は十数年も国内を周遊している。

また『続日本紀』養老元年四月壬辰条によれば、

方今小僧行基并に弟子等。街衢に零星して妄りに罪福を説く。朋党を合せ構へ、指臂を焚き剥ぎ、歴門仮説して、強ひて余物を乞ふ。

とあって、行基も宗教者として国内を周遊している。

こうした行動は、仏教者だけにとどまらない。

『続日本紀』天平二年九月庚辰条に、

安芸周防国の人等、妄りに禍福を説き、多く人衆を集め、死魂を妖祠して、祈る所有りと云ふ。又京に近き左側の山原に多くの人を聚め集はし、妖言して衆を惑はす。多きときは、則ち万人、少なきときは乃ち数千。

とある。後者は行基の主催した集会かもしれないが、前者の安芸・周防は行基集団の活動範囲でなく、異なる宗教集団である。

こうした宗教者の集団は、『日本書紀』皇極天皇元年（642）七月戊寅条に、

群臣相語りて曰はく、「村村の祝部の所教の隨に、或いは牛馬を殺して、諸の社の神を祭る。或いは頻に市を移す。或いは河伯を禱る。既に所效無し」といふ。蘇我大臣報へて曰はく、「寺寺にして大乗經典を転読みまつるべし。悔過すること、仏の説きたまふ所の如くして、敬びて雨を祈はむ」といふ。

とあり、村々の祝部として存在した。彼らは一つの村に帰属していたとしても、なお集団をなして多くの村里を回り、また連携し情報を交換し合っていたであろう。そのなかで歩き回って得た地理情報を活用して、道の案内人となって行旅者から生活の糧を得ていたのではなかったか。

『日本書紀』神代下第九段一書第一に、

已にして降りまさむとする間に、先駆の者還りて白さく、「一の神有りて、天八達之衢に居り。其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺余り。當に七尋と言ふべし。且口尻明り耀れり。眼は八咫鏡の如くして、艶然赤酸醤に似れり」とまうす。……是の時に、衢神問ひて曰はく、「天鈿女、汝為ることは何の故ぞ」といふ。對へて曰はく、「天照大神の子の所幸す道路に、如此居ること誰ぞ。敢へて問ふ」といふ。衢神對へて曰はく、「天照大神の子、今降行すべしと聞く。故に、迎へ奉りて相待つ。吾が名は是、猿田彦大神」といふ。時に天鈿女、復問ひて曰はく、「汝や將我に先だちて行かむ。抑我や汝に先だちて行かむ」といふ。對へて曰はく、「吾先だちて啓き行かむ」といふ。天鈿女、復問ひて曰はく、「汝は何処に到りまさむぞや。皇孫何処に到りましまさむぞや」といふ。對へて曰はく、「天神の子は、當に筑紫の日向の高千穂の穗觸峯に到りますべし。吾は伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到るべし」といふ。因りて曰はく、「我を發顕しつるは、汝なり。故、汝、我を送りて致りませ」といふ。天鈿女、還詣りて報狀す。皇孫、是に、天磐座を脱離ち、天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて、天降ります。果に先の期の如くに、皇孫をば筑紫の日向の高千穂の穗觸峯に到します。

とあって、衢神は「先だちて啓き行かむ」といって、先導して天神の子を筑紫の日向の高千穂の穗觸峯に送り届けた、という。神代からとはいわないが、目的地までの道案内は、権利としても職務としても、時代を問わず、いかなる場合でも独立して営みうる一つの役割であったようだ。

注

- ① 松原弘宣氏『日本古代の交通と情報伝達』(汲古書院刊、二〇〇九年)は、精緻で総合的に古代社会での人々の移動を取り上げ、移住者も考察の対象とされている。しかし本共同研究の目標は「旅と万葉集」の考察にあり、松原氏の考察対象と比較すれば局限された部分に当たる。例えば「旅とは起点に戻ることを前提とした表現である」との合意があり、そうなると移住者は住み着いたまま戻らないので、ここでは考慮外となる。
- ② 「東大寺領越前庄園の復原と口分田耕営の実態」(『日本古代籍帳の研究』所収。塙書房刊、一九六八年)
- ③ 歳役が実施されなかったことは、平野邦雄氏「大宝・養老両令の歳役について」(『九州工業大学研究報告』五号、一九五七年三月)・長山泰孝氏「歳役制の一考察」(『ヒストリア』二十七号、一九六〇年六月。のち『律令国家負担体系の研究』所収。塙書房刊、一九七六年)を参照のこと。また拙稿「調庸の力役的性格」(『天平の政治と争乱』所収。笠間書院刊、一九九五年)も参照されたい。
- ④ 高橋崇氏「軍団」(『国史大辞典』第四巻所収、吉川弘文館刊)。一国単位でみた場合、出雲国九郡で、三軍団が置かれている。したがって概数だが、三郡前後に一軍団の設置か。
- ⑤ 直木孝次郎氏「奈良時代における浮浪について」(『奈良時代史の諸問題』所収。塙書房刊、一九六八年)
- ⑥ 拙稿「散りいそぐ恋人たち」(『万葉集とその時代』所収。笠間書院刊、二〇〇九年)
- ⑦ 中葉博文氏「能登の川瀬…家持の饒石川巡回…」(高岡市万葉歴史館編『水辺の万葉集』所収。笠間書院刊、一九九八年)は、製鉄遺跡が散在することから産鉄が調庸にあてられるかどうかを検討したとする。川崎晃氏「大伴家持の越中國赴任」(木本秀樹氏編『古代の越中』所収。高志書院刊、二〇〇九年)は、当時の中央政界は産金情報を求めていたとして、砂金の発見を課題として探査に赴いた、とする。森田喜久男氏『『食國之政』に包摂された『山海之政』』(『日本古代の王權と山野河海』所収。吉川弘文館刊、二〇〇九年)は、能登国造がかつて支配していた海域について天皇の代理人として山海之政の権利を確認するために海辺まで赴いた、と解釈する。
- ⑧ 拙稿「越中守・大伴家持の寄り道…饒石川を渡る理由…」(『歴史研究』五九一号、二〇一一年五月)
- ⑨ 宮瀧交二氏「古代村落の『堂』…『日本靈異記』に見る『堂』の再検討…」(『塔影』二十二号、一九八九年三月)
- ⑩ 松原弘宣氏『日本古代の交通と情報伝達』第一部第五章「古代の宿泊施設」二〇一頁。ほかに「民家を借りることもあったが、多くの旅人は村落内の寺院を宿として利用していた可能性が高い」(一九四頁)ともある。しかし村落内の寺院に宿泊する例が多く見られるのは、『日本靈異記』が仏教施設での説話を集めているからであろう。
- ⑪ 横原雅治氏『中世の東海道をゆく』(中央公論社刊、二〇〇八年)第六章「中世の交通路と宿」の「宿の寺」項。
- ⑫ 拙稿「文献史料にみる古代の稻作」(『白鳳天平時代の研究』所収。笠間書院刊、二〇〇四年)
- ⑬ 拙稿「古代における野と山野」(『白鳳天平時代の研究』所収)参照。竹原とは、野が広がっているなかで、竹が生えている部分をとくに命名した呼称である。

- ⑭ 松原弘宣氏『日本古代の交通と情報伝達』第一部第一章「古代の民衆交通」に、「調庸物の運京の原則を調庸負担者が陸路・人担で輸納させることを通して個別人身支配を貫徹しようとした」(五十七頁)のは、郡領氏族を通した間接支配を排除するため、とする。従うべき見解である。律令国家の運脚の強制は郡領氏族の没落と庶民の行旅を促したが、裏面では多数の庶民の路上での横死をもたらすことになった、というわけだ。
- ⑮ 館野和己氏『日本古代の交通と社会』(塙書房刊、一九九八年)第二編第三章「道と川をめぐる国家と社会」、二五〇頁～二五二頁。渡船業務については、大化二年三月の詔で大和王権の管轄下に入れようとし、律令制下でもそれを引き継いだとするが、いつこの原則が採用され、要路以外ではどうだったのか。なお重要な論点とされている。
- ⑯ 館野和己氏『日本古代の交通と社会』第一編第三章「関津道路における交通検察」に「過所なしでも他国に行ける可能性は高く、容易に浮浪・逃亡を行えるかのようではある。……しかしながら関以外でも第二・三節でも見たように、交通路上の要地には軍団・戍・街鋪等が置かれ、防守にあたっていた。そして行路者はそこを通過する際に、兵士等により宮衛令分街條の語を用いれば『勘問』される可能性があり、そうなれば浮浪・逃亡者は拘禁された」(一四九頁～一五〇頁)とある。
- ⑰ 斎藤慎一氏『中世の道から読む』(講談社刊、二〇一〇年)。第三章「道は誰のものか」一三一頁～一三二頁。
- ⑱ 拙稿「駅路の人影」(『古代の豪族と社会』所収。笠間書院刊、二〇〇五年)
- ⑲ 館野和己氏『日本古代の交通と社会』第二編第三章「道と川をめぐる国家と社会」には、里長が過所を発行した木簡(『平城宮木簡』二、一九二六号木簡)の実例を載せ、「律令国家の交通政策の中に占める里家・里長の役割が大きかったことを、理解することができる」とし、「国司が発給すべき過所を、里長が作成し、それが通用していることは注目すべきことである」(二四四頁)との指摘がある。